

名称:シーサ事件

商標登録取消決定取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成20年(行ケ)第10311号 判決日:平成21年2月10日

判決:請求認容(決定取消)

商標法4条1項11号

キーワード:著名商標・類似・誤認

[概要]

「原告が有する本件商標の動物図形と、「PUMA」ブランドのピューマとは、異なる印象を与えるから、本件商標を「PUMA」ブランドの商標(引用商標1)と誤って認識するおそれはない」との原告の主張が認められた事例

[本件商標及び引用商標1]

本件商標	引用商標1
 <p>第25類「Tシャツ、帽子」</p>	 <p>第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」</p>

[争点]

著名な「PUMA」ブランドのピューマを記憶している取引者・需要者が、本件商標に接したときに、本件商標を「PUMA」ブランドの商標(引用商標1)と誤って認識するか否か

[裁判所の判断]

『「PUMA」ブランドのピューマの図柄は、体全体の輪郭が流れるような曲線によって描かれている点や、先端だけ若干丸みを帯びた細長い尻尾が右上方に高くしなるように伸び、大きく後ろへ伸びた後足と対称をなしている点で特徴的であり、全体として敏捷でスマートな印象を与えるものである。これに対して、本件商標に描かれた動物は、「PUMA」ブランドのピューマに比べて頭部が大きく、頭部と前足の付け根部分とが連なっているために、上半身が重厚でがっしりとした印象を与える。そうすると、「PUMA」ブランドのピューマを記憶している取引者・需要者は、本件商標に接したときに「PUMA」ブランドのピューマを連想することがあるとしても、本件商標を「PUMA」ブランドの商標とまで誤って認識するおそれはないというべきである。』として、決定を取り消した。

[コメント]

本件商標と引用商標1とは、文字部分が明確に異なり、図形部分についても異なる印象を与えるため、4条1項11号の該当性については、妥当な判断であると考えられる。しかし、「PUMA」ブランドの著名性や、文字部分と図形部分の配置の共通性を考慮すると、広義の混同が生ずる可能性はある。従って、異議申立人(プーマ社)が無効審判を請求し、本件商標の4条1項15号の該当性について争えば、本件商標が無効になる可能性がある。